

所管部課	市民環境部地域振興課	部長	木村 西		
件名	東大和市公共施設印刷機器利用要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	中央公民館			
1. 要旨					
<p>令和5年10月1日から導入されるインボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）に対応するため、東大和市公共施設印刷機器利用要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第1号様式を削除する。 第1号様式の削除により第2号様式を「別記様式」に改める。 インボイス制度に対応した様式を別に定める旨を第11条（補則）として追記する。</p> <p>(2) 施行日 令和5年10月1日</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p> <p>なお、インボイス制度開始に伴い、これに対応した（記載事項を満たした）様式を別途市長決裁で定める。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。